

○総合操作盤に類する制御盤、操作盤等を定める件

(平成 17 年 10 月 4 日消防告示第 2 号)

神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）第 50 条の 4 の 5 の規定に基づき，総合操作盤に類する制御盤、操作盤等を次のように定める。

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 7 条第 2 項第 3 号に掲げるスプリンクラー設備及び同条第 3 項第 4 号ハに掲げる放送設備が併設された防火対象物に設置されている当該消防用設備等の制御盤及び操作盤